

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 5 月 17 日

水 曜 日

第 4204 号

## 目 次

### 告 示

- 港湾施設の概要についての一部改正 1
- 土地区画整理事業の換地処分 3
- 土地区画整理組合の事業計画の変更
- 県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 4
- 新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 5
- 定款変更及び新規土地改良事業施行の認可
- 包括外部監査契約の締結 6
- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出

### 公 告

- 土地改良区の役員の就任 7
- 富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施 8
- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 12
- 随意契約の相手方等の公示 15
- 土地改良事業の工事の完了 16

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第243号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第 727号）の一部を次のように改正する。

平成29年 5 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1 の 3 の(3)の表中

新湊	新湊マリナー浮さん橋	射水市海竜新町			
	(主さん橋)		6	3.0	新89
	(補助さん橋)		76	3.0	

を

「	新湊	新湊マリーナ浮さん橋	射水市海竜新町		8	3.0	新89	
		(主さん橋)						
		(補助さん橋)						
」								

に改める。

第 1 の 7 の(4)の表中

「	"	新湊マリーナ艇置場	"	"	16,200	舗装	"	91			
		新湊マリーナ上下架				1基				自走式クレーン	92
		施設				2基				レールランプ	
						2基				ボートけん引車	
						1基				ジブクレーン	
」											

を

「	"	新湊マリーナ艇置場	"	"	32,900	舗装	"	91			
		新湊マリーナ上下架				1基				自走式クレーン	92
		施設				2基				ボートけん引車	
						1基				ジブクレーン	
						1基				テルハ式クレーン	
」											

に改める。

第 1 の 9 の表中

「	新湊	新湊マリーナ管理棟	射水市海竜新町		344	鉄骨造	新87-1	
」								

を

「	新湊	新湊マリーナ管理棟	射水市海竜新町		344	鉄骨造	新87-1			
						253			鉄骨造 2階建	87-4
						29			鉄骨造	87-5
」										

に改める。

(港 湾 課)

**富山県告示第244号**

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により射水市小杉インターパーク土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨届出があったので、同条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成29年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第245号**

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により高岡市木津土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成29年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 組合の名称  
高岡市木津土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成21年8月24日から平成30年3月31日まで
- 3 施行地区  
高岡市木津、羽広及び和田字羽広田の各一部
- 4 事務所の所在地  
高岡市木津 966番地5
- 5 設立認可の年月日  
平成21年8月24日
- 6 変更認可の年月日  
平成29年5月17日

**富山県告示第246号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営野口西地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 5 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

県営野口西地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成29年 5 月 19 日から

平成29年 6 月 16 日まで

**3 縦覧の場所**

立山町役場

**教示**

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1 の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第247号**

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

黒部川左岸土地改良区から申請のあった舟子川地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成29年 5 月 9 日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年 5 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

**2 縦覧の期間**

平成29年 5 月 19 日から

平成29年 6 月 16 日まで

**3 縦覧の場所**

黒部市役所

**富山県告示第248号**

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

久婦須川土地改良区から申請のあった定款変更及び井栗谷地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項及び同法第 48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成29年 5 月 9 日認可した。

平成29年 5 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第249号**

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成29年 5 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 契約の相手方の氏名及び住所**

- (1) 氏名 中川敏裕
- (2) 住所 高岡市能町南 3 丁目29番地 5

**2 契約の期間の始期**

平成29年 4 月 1 日

**3 監査に要する費用の額の算定方法**

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

**4 監査に要する費用の支払方法**

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

**富山県告示第250号**

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるとの届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条第 1 項の規定による同意を求めるとの届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第 5 条第 2 項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び下新川郡入善町芦崎 338番地、入善漁業協同組合において平成29年 5 月17日から平成29年 5 月31日まで縦覧に供する。

平成29年 5 月17日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加入区	その他
佐藤 宗雄 下新川郡入善町横山1686番地 立塚 達男 下新川郡入善町芦崎 541番地	入善加入区 下新川郡入善町一円の 区域	入善漁業協同組合に 対し、漁船損害等補 償法第 113条第1項 の申出をする。

~~~~~  
公 告  
~~~~~**土地改良区の役員の就任**

牛ヶ首用土地改良区の役員に次の者が平成29年3月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

|     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| 職 名 | 氏 名     | 住 所            |
| 理 事 | 矢 後 正 孝 | 富山市四方荒屋2114番地4 |

**土地改良区の役員の就任**

山田村土地改良区の役員に次の者が平成29年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

|     |         |               |
|-----|---------|---------------|
| 職 名 | 氏 名     | 住 所           |
| 理 事 | 谷 口 弥一郎 | 富山市山田宿坊 871番地 |
| 監 事 | 中 村 進   | 同 山田中瀬 3089番地 |

### 土地改良区の役員の就任

上市川沿岸土地改良区の役員に次の者が平成29年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職 名 | 氏 名     | 住 所             |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 石 黒 晴 美 | 中新川郡上市町旭町1150番地 |

### 土地改良区の役員の就任

上市町土地改良区の役員に次の者が平成29年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職 名 | 氏 名     | 住 所             |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 佐々木 正 男 | 中新川郡上市町中小泉168番地 |

### 富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成29年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量  
自動体外式除細動器（AED）29台
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限



平成29年7月31日（月）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。
- (3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に事業品目「医療器械」で等級がAの者として掲載されている者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、平成29年6月5日（月）までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限

平成29年 5 月 26 日（金）午後 5 時 15 分

- (3) 入札説明書の交付方法

平成29年 5 月 17 日（水）から平成29年 5 月 26 日（金）までの富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から正午まで、午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

## 5 入札・開札の日時、場所

- (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成29年 6 月 9 日（金）午前 11 時 00 分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

- (2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、平成29年 6 月 8 日（木）午後 5 時 15 分までに 4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

## 6 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

## 8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

## 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札。
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち合いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県出納局長）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者がいるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち合いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

## 11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項の規定により公告する。

平成29年 5 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達業務の名称及び数量  
脆弱性診断サービス 一式
- (2) 調達業務の機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 契約期間  
契約締結の日から平成30年 3 月 31 日まで
- (4) 調達条件  
入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第 174号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするサービスの仕様が、入札説明書に示した機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類について、県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部情報政策課電子県庁推進班

電話 076-444-3117（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成29年5月17日から同年5月23日までの間（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成29年5月19日 午後3時

イ 場所 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (4) 入札書の提出期限

平成29年5月30日 午後5時15分

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

#### 5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 平成29年6月6日 午後1時30分

- (2) 開札場所 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項  
免除とする。

7 入札の無効に関する事項  
次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、平成30年3月31日までのサービス提供に係る経費の一切の経費を含めた金額を見積もるものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示したサービスを提供できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

**随意契約の相手方等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 5 月 17 日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成 29 年 4 月 1 日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町 2 番 2 号

## 5 随意契約に係る契約金額

66,610,080 円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第 10 条第 1 項第 2 号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役

務に連結して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

### 土地改良事業の工事の完了

このことについて、平成29年4月28日付けで次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第113条の2第2項の規定により公告する。

平成29年5月17日

富山県知事 石 井 隆 一

| 届 出 者         | 事業主体 | 地 区  | 事業名                   | 工事完了年月日    | 換地処分年月日    |
|---------------|------|------|-----------------------|------------|------------|
| 小矢部市<br>土地改良区 | 同 左  | 臼谷地区 | 土地改良総合整備事業<br>(区画整理型) | 平成13年3月27日 | 平成29年3月22日 |